# 【参考資料】



# 1 平成29年度土木建築局関係事業負担率表

【平成28年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

#### (1) 道路事業

<b>事</b>			<sub>Z</sub>	ᄝᄼ		負 担 区 :	分
<del> </del>	業 		名 	区分	国	県	地 元
		一次			5. 5/10 《5. 5/10》 {4. 5/10}	4. 5/10 《4. 5/10》 {5. 5/1	0} —
			下記以外のもの		5. 5/10 《5. 5/10》 {4. 5/10}	4. 5/10 《4. 5/10》 {5. 5/1	0} —
道	国     道	二次	都市計画決定 済で4車線以 上 の も の		1/2 《5.5/10》 {4.5/10}	1/2 《4. 5/10》 {5. 5/1	0} —
路	_	水	特	1-5-51	3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	_
改良		離	島	補助	2/3 《6/10》	1/3 《4/10》	_
良費		_	般		1/2 (5. 5/10) 《5. 5/10》 {4. 5/10}	1/2 (4. 5/10) 《4. 5/10》 {5. 5/	10} —
	地 方	水	特		3/4, 2/3, 6/10, 5. 5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4. 5/1	0 -
	道	離	島		5. 5/10 (6/10) [2/3] 《6/10》	4. 5/10 (4/10) [1/3] 《4/10	
		半	島		5. 5/10	4. 5/10	_
特	国道		般		15/30	13/30	2/30
殊		離	島	補助	15/30	14/30	1/30
改 良	地方道		般	冊切	15/30	13/30	2/30
費	地力理	離	島		15/30	14/30	1/30
自転車道	直整備費	地	方 道	補助	1/2	1/2	_
凍 雪 害	防止費	国道	・地方道	補助	6/10	4/10	_
防	費	国道	・地方道	補助	6/10	4/10	_
<b>送</b>	害防除費	国	道	補助	1/2 《1/2》	1/2 《1/2》	_
	可则际良	地	方 道	刊功	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	_
除	費	作業	• 機 械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	_
☆ 涌 安 4	全施設費	_	般	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	_
又应又 =	上 心 以 貝	離	島	נפינות	1/2 《6/10》	1/2 《4/10》	_
無電柱化技	<b>推進事業費</b>	国道	・地方道	補助	1/2	1/2	_
橋梁	甫 修 費	围	道	補助	1/2	1/2	_
交 通	安 全	施	設費	単独	_	10/10	_
道 迢	各 改		良 費	単独		9/10	1/10
道 迢	烙 舗	3	装 費	単独	_	9/10	1/10
橋	梁 架		換 費	単独	_	14/15	1/15
直	高速自動	車国	道建設費		3/4	1/4	
轄国	新 設	•	改築		2/3 [7/10]	1/3 [3/10]	_
道改	交通安全		種		2/3	1/3	_
改 修 費			種	直轄	1/2	1/2	
等	沿道環境	改	築		2/3	1/3	
負担	電線	共	同溝		1/2	1/2	
金	災		害		2/3	1/3	_
	<b>主 米 </b>						4点 加長について第四十2

注)道路事業の( )は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[ ]は、離島架橋について適用する。 《 》は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。

<sup>[ ]</sup> は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。 [ ] は、高規格幹線道路について適用する。

# (2)河川事業

	- 7 川川寺末 事業名 区分 <u>負担区分</u> 									
	区分	国	県	地 元						
広 域 河 川 改 修	補助	1/2	1/2	_						
※ 合流域防災	補助	1/2	1/2	_						
女 修 費 特 定 構 造 物 改 築	補助	1/2	1/2	_						
住宅市街地基盤整備	補助	1/2	1/2	_						
邓市小河川改修費 都市基盤河川改修 市 町 施 行	補助	1/3	1/3	1/3						
河川指定地域	補助	1/2	1/2	<u> </u>						
統合浄化 一般地域河川	補助	1/3	2/3							
可川環境環境河川県施行	補助	1/3	2/3	<del>-</del>						
推進市町施行	補助	1/3	1/3	1/3						
総合流域防災	補助	1/2	1/2	_						
高潮対策費 地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2							
流域治水対策 素 業 流域治水対策事業	補助	1/2	1/2	_						
可川工作物 応 急 対 策 事 業	補助	1/2	1/2	_						
可川情報基盤 総 合 流 域 防 災急整備事業費	補助	1/2	1/2	_						
已地等水防対 土 地 利 用 一 体 型 水 防 災	補助	1/2	1/2	_						
可川災害復旧等関連緊急事業費	補助	1/2	1/2							
可川災害関連 災害復旧助成	補助	1/2	1/2	_						
事業費災害 関連	補助	1/2	1/2	_						
可川等災害特定関連事業費	補助	1/2	1/2	_						
可川等災害関連特別対策事業費	補助	4/10	6/10	_						
可川総合開発 河川総合開発	補助	1/2	1/2	_						
事業費治水ダム建設	補助	1/2	1/2	_						
ダム施設改良	補助	1/2	1/2	_						
と     は     は     は     は     で     で     で     の     他	補助	1/3	2/3	<u> </u>						
( "	補助	4/10	6/10	_						
総合流域防災情報基盤	補助	1/2	1/2							
可则改良費	単独	_	10/10							
改修     大規模       e     その他		7/10	3/10							
are		2/3	1/3							
河 機械 像・その他		2/3	1/3	_						
が 数 ダ ム		7/10	3/10	_						
修   特   定   構   造   物     費   河   川   工   作   物	直轄	2/3	1/3	_						
改     分       特     定     構     造     物       等     河     川     工     作     物       都     市     水     環     境     整     備       打     政     管     理		1/2	1/2	_						
災 割		5. 5/10	4. 5/10	_						

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

# (3)砂防事業

事 業 名	区分	負 担 区 分		
	<b>卢</b> 刀	国	県	地 元
通 常 砂 防 費     (個別・総合流域防災)     住 宅 関 連	補助	1/2	1/2	_
離島振興事業(総合流域防災)	補助	1/2	1/2	_
地すべり対策事業渓流	補助	1/2	1/2	_
(個別・総合流域防災) ― 般	作用场	1/2	1/2	_
大規模斜面公共施設 繁 急 改 築		9. 5/20	9. 5/20	1/20
急傾斜地崩壊 対策事業費 をの他	補助	4. 5/10	4. 5/10	1/10
(個別・総合流域 大規模斜面	LHI-VI	4. 5/10	4. 5/10	1/10
防災) で その他		2/5	2/5	1/5
通常砂防事業(情報基盤)	補助	1/2	1/2	_
地すべり対策事業(情報基盤)	補助	1/2	1/2	_
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)	補助	1/2	1/2	_
砂防基礎調査費(総合流域防災)	補助	1/3	2/3	_
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)	補助	1/3	2/3	_
地すべり基礎調査費(総合流域防災)	補助	1/3	2/3	_
災害関連緊急砂防事業費	補助	2/3	1/3	_
災害関連緊急 渓 流地すべり対策	補助	2/3	1/3	_
事業費一般	Impj	1/2	1/2	_
公共施設 大規模斜面		9. 5/20 (19. 5/40)	9. 5/20 (19. 5/40)	1/20 (1/40)
災害関連緊急 関連を を傾斜地崩壊 である。他	補助	4. 5/10 (9. 5/20)	4. 5/10 (9. 5/20)	1/10 (1/20)
対策事業費 大規模斜面	111111111111111111111111111111111111111	4. 5/10 (9. 5/20)	4. 5/10 (9. 5/20)	1/10 (1/20)
~~~ そ の 他		2/5 (4. 5/10)	2/5 (4. 5/10)	1/5 (1/10)
公共施設 大規模斜面		9. 5/20 (19. 5/40)	9. 5/20 (19. 5/40)	1/20 (1/40)
災 害 関 連 急 関 連 そ の 他 傾 斜 崩 壊 対 策	補助	4. 5/10 (9. 5/20)	4. 5/10 (9. 5/20)	1/10 (1/20)
特別事業費 一般 一般	111111111111111111111111111111111111111	4. 5/10 (9. 5/20)	4. 5/10 (9. 5/20)	1/10 (1/20)
ペート   ペート   で   そ の 他		2/5 (4. 5/10)	2/5 (4. 5/10)	1/5 (1/10)
砂防激甚災害対策特別緊急事業費	補助	5. 5/10	4. 5/10	_
雪崩対策事業費(総合流域防災)	補助	1/2	1/2	_
特 定 緊 急 砂 防 事 業 費	補助	1/2	1/2	_
特定緊急地すべり対策事業費	補助	1/2	1/2	_
通 常 砂 防 費	単独	_	10/10	_
地 す べ り 対 策 事 業	単独	_	10/10	_
通常事業・緊急改築事業		_	1/2	1/2
急傾斜地災害関連政令市場	単独		5/10	5/10
事業費  がは崩れ  不交付団体		_	6. 25/10	3. 75/10
対策事業 その他		_	7. 5/10	2. 5/10
直轄砂防事業		2/3	1/3	_

注)砂防事業の( )は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用 地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用 注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

## (4)海岸事業

·/ /#/TT/								
事	業	名			区分	国	<u> 担 区 5</u>   県	<del>}</del>
	-			般		5/10	<del>原</del> 4/10	1/10
5 12 14 15 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	 離			島	4 <del>+</del> 2 0+	11/20	8/20	1/20
高潮 対策事業	老朽化	対 策 緊	急(-	- 般)	補助	5/10	4/10	1/10
	老朽化	対 策 緊	急(離	島 )		11/20	8/20	1/20
毎 岸 環 境 整 備 事 業	_			般	補助	10/30	17/30	3/30
毎 岸 環 境 整 備 事 業	離			島	冊切	10/30	18. 5/30	1. 5/30
		放	島	港		2/5	5/10	1/10
港湾海岸 高 潮 保全施設事		でそ	の	他	補助	1/2	4/10	1/10
朱 業	離	-		島	田切	11/20	8/20	1/20
老杯	化	対	策 緊	急		5/10	4/10	1/10
巻  湾  海  岸 環 境 整 備 事 業	_			般	補助	1/3	17/30	3/30
環境整備事業	離			島	田切	1/3	18. 5/30	1. 5/30
巷 湾 海 岸 災害関連事業	_			般	補助	5/10	5/10	_
災害関連事業	離			島	LHH PVI	11/20	9/20	
直轄海岸保	全 施 設	整備	費負	担 金	直轄	2/3	1/3	_

# (5)港湾事業

· <u>~</u>	Alle			- "	Í	1 担 区 分	}
					国	県 !	, 地 元
国際拠点	-5.5 m 以下	の小型係	留施設関連	抽曲	4/10	3. 5/10	2. 5/10
• 重 要	そ	の	他	用切	5/10	2. 5/10	2. 5/10
	_		般		4/10	3. 5/10	2. 5/10
地 方	一	水 域	• 外郭	抽册	8/10	2/10	_
	中 五	係留・臨	港交通施設	冊切	6/10	3/10	1/10
自农证目	1		般		1/3	5/12	3/12
问即以及	離		島	補助	5/10	9/20	1/20
	经抽	<u>ń</u> л			5/10	1/4	1/4
					1/3	5/12	3/12
	廃 棄 物 埋 立 護 岸	産 業 廃 棄 <sup>‡</sup>   物	物 ( 一 般 廃 棄 )	補助	2. 5/10	2/4	1/4
	海域環培創造	覆砂等及	び海浜整備		5/10	2. 5/10	2. 5/10
	<b>冲</b> 场场况	沈廃	船 処 理		1/3	2/3	_
₹	促	進	事業	補助	5/10	2. 5/10	2. 5/10
タ 東 業	_			」 2亩 日11	1/3	2/3	_
9 平 木	離		島	LHI TAJ	5/10	5/10	_
化 計 画	-			」 2亩 日11	1/3	2/3	_
事 業	離		島	I.W. PA)	1/3	2/3	_
#### <del>*</del>	_				4/10	3. 5/10	2. 5/10
	鄭 皀	水 域	<ul><li>外郭</li></ul>	補助	8/10	2/10	-
		係留・臨	港交通施設	補助	6/10	3/10	1/10
弯	改	良	事業	単独	_	2/3	1/3
災	害 関	連	事 業	補助	5/10	5/10	_
港湾	<u> </u>	岸壁		」古辞	5. 5/10	4. 5/10	_
負 担 金	沙区	航	路	D 干市	2/3	1/3	_
	事 点要     方     良       事 点要     方     良       業     画業     交業       業     画業     交業	事 業	# * *** *** *** *** *** *** *** *** ***	#	Table	Table	事

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6)漁港事業

(6) 混茂争耒						負担区分	
事第	纟名			区分		県	地元
					5/10	3/10	2/10
水産流通基盤整備事業	本土	= 外か	・く, 水域施設	1	5/10	3/10	2/10
水産物供給基盤機能保全事業	_		·留輸送用地		5/10	2. 5/10	2. 5/10
漁港施設機能強化事業水産生産基盤整備事業		外かく	,水域施設	補助	8/10	2/10	_
漁港機能増進事業	離島		けい留	1	6/10	3/10	1/10
		輸:	送,用地		5. 5/10	4/10	0.5/10
	漁港	<b>集落排水</b> 旅	E設設備を除く		(間接補助) 5/10		5/10
漁 業 集 落 環 境 整 備 事 業		<u>当され</u>	整備 <u>ほとして起債充</u> る施設	補助	(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4. 0/10
	地方	創生汚水 推進3	処理施設整備 ミ付金		(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4. 0/10
	本		一 般	1-1- LT	5/10	3/10	2/10
<b>冶进理场勘进</b> 事 <b></b>	土	Ħ	ī町補助	補助	(間接補助) 1/2	_	1/2
漁港環境整備事業	離		- 般	1-5-51	5/10	4/10	1/10
	島	7	ī町補助	補助	(間接補助) 1/2	_	1/2
漁港海岸保全施設整備事業		_	般		5/10	4/10	1/10
( 高 潮 )		離島			5. 5/10	4/10	0. 5/10
		-	般	補助	5/10	4/10	1/10
( 老 朽 化 )		離	島	THIE	5. 5/10	4/10	0.5/10
漁 港 海 岸 環 境 整 備 事 業	環境	_	般		10/30	17/30	3/30
	整備	離	島		10/30	18. 5/30	1. 5/30
		本	±		5/10	3/10	2/10
地方創生港整備推進	±±#	外かく	,水域施設	   補助	8/10	2/10	_
交 付 金 事 業	離島		けい留	111123	6/10	3/10	1/10
		輸	送,用地		5. 5/10	4/10	0.5/10
漁港改良事業				単独		2/3	1/3
市 町 事 業 指 導 監 督 費					1/2	1/2	_
災 害 復 旧	— 般			補助	0. 667	0. 333	
事 業		離	島	LILD 1-9/J	0.8	0. 2	_
単     県     災     害       復     旧     事     業				単独	_	10/10	_

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

# (7)都市計画事業

- all		負担区分				
事業名	区分	玉	県	地 元		
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2 (5. 5/10)		1/2 (4. 5/10)		
道路改築 <u>一種</u>		16. 5/30	11. 5/30	2/30		
連 続 立 体 交 差		16. 5/30	9. 5/30 (11. 5/30)	4/30 (2/30)		
街路事業 橋梁整備 踏切除却·改良 公共交通支援 交通結節点改善 無電柱化推進	補助	16. 5/30	11. 5/30	2/30		
街路事業	単独		9/10 (26/30)	1/10 (4/30)		
都市公園事業     用地及び補償施       郡市公園事業	補助	1/3 1/2	2/3 1/2	<u> </u>		
都 市 公 園 事 業	単独	=	10/10	_		
直 轄 公 園 整 備 費 負 担 金 新 設	直轄	2/3	1/3	-		
流域下水道事業	補助	4/6 3/6 3/6	1/6 1.5/6 1.5/6	1/6 1.5/6 1.5/6		
公共関連単独流域下水道事業	単独	_	1/2	1/2		
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2 (1/3)		1/2(2/3)		
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10		_		
組合土地区画整理事業費	補助	1/2 (5. 5/10)		5/10)		
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2		/2		
宅地耐震化推進事業	補助	1/3	2,	/3		

# (8) 市街地再開発事業

事業		名		夕		4	4	Ø.	Q.	,	区分		負	担	区	分	
<b>一</b>					围		県			地 元							
	組	合	等	施	行		2/6		1/0	3		市 町:1/6					
	1 .		ਚ	加巴	נו		2/0	1/0			組合等:2/6						
市街地再開発事業費	佃	ı		—— 施	汽	補助	2/6	1/6			市 町:1/6						
		^		ne.	ונו		2/0		1/1	,		施行者:2/6					
	指	導		監	督		10/10		_	·		_					

# (9) 住宅事業

· · · — —						
車	事 業 名		区分		負 担 区 分	
7		74		国	県	地 元
住 宅	建言		補助	4. 5/10 (1/2)	5. 5/10 (1/2)	_
住 宅 指 導	監督	要   事   業費     事   務   費     が   事   務     費	補助	10/10	1	-
住 指 住 事 宅 業 宅 業 宅 業 宅 業 来 業 れ 着 市 指 市 指 市 指 方 も ろ ま ろ 、 ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る	導ニ監	総 合 整 備 督 事 務 費	補助	10/10		_
住 宅 市 事 業 指	街 地 導 監	基 盤 整 備 督 事 務 費	補助	10/10	ı	_
住宅・建	築物耐	震改修事業	補助	1/2(1/3)	1/2(	(2/3)
		スト改修事業		1/2	-	1/2
がけ地近打		住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地移転事業	近 接 等	危 険 住 宅 監 督 事 務 費	補助	10/10	1	_
狭あい道	路整備	等促進事業	補助	1/2	_	1/2

# (10) 災害復旧事業

事	 業	ح ح	区分		負 担 区 分	
#	木	10	四刀	围	県	地 元
	_	般	補助	0. 667	0. 333	_
災害復旧事	業費離	島	們切	0. 8	0. 2	_
		_	単独	_	10/10	_
	<b>夢</b> 監督	肾事務費	補助	10/10		_
査 定 設	計	委 託 費	補助	1/2	1/2	_

# (11) 空港事業

事業名	区分		負 担 区 分	•
	四刀	国	県	地 元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	$1/3 \times 8/10$	$1/3 \times 2/10$
広島ヘリポート整備事業	単独	1	1/2	1/2

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

# 2 土木建築局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう,事務・権限の移譲を,市町と協議のうえ,順次行っている。

## 事務事業移譲項目一覧表 (土木建築局関係抜粋)

_	文(工个建案/利用/T/X件)	14 = x + L		
項  目		移譲対象市町		
採石業に関する事務	採取計画の認可,災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町		
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可,災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町		
開発行為等の規制	開発行為の許可,開発許可に係る建築制限等	三次市 外5市		
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等	三次市 外5市		
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定,証明,証明書交付	三次市 外5市		
土地区画整理事業	事業を施行する個人、組合等の事業計画等の認可、変更認可等	竹原市 外12市町		
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可、組合の設立認可、事業計画の変更等	呉市 外 15 市町		
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置、行為の制限等			
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可,更新許可,変更許可等(国県道の占用に係るもの)	三次市 外 19 市町		
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査、許可等			
	浄化槽設置等の届出受理,変更命令等			
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	三次市 外7市町		
建築確認関連事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査、助言、勧告、命令			
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告			
	優良住宅の申請受理、審査、認定			
学的 体的 o 静脉 炎县	地域内で完結する県道の管理	三次市		
道路・街路の整備,維持   修繕	県道(国道に準ずるものを除く)に係る維持修繕	竹原市 外 16 市町		
	県道に係る単県道路事業(国補と関連したもの等を除く。)	江田島市 外15市町		
	地域的に利用される地方港湾・漁港の占用許可等法令に基づく管理			
港湾・漁港の整備、維持	地域的に利用される地方港湾・漁港の維持修繕	大竹市,東広島市, 江田島市		
及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の施設整備			
	地域的に利用される地方港湾・漁港の災害復旧			
河川の整備,維持管理	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	江田島市 外7市町		
197107金牌,他的自建	市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	江田島市 外6市町		
砂防, 急傾斜, 地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理			
	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市 外19市町		
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可,工事原因者への工事命令等法令に基づく管理			
港湾海岸・漁港海岸の整	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	大竹市, 東広島市,		
備,維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	江田島市		
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧			
	海岸保全区域に係る占用許可,工事原因者への工事命令等法令に基づく管理			
74 50 AB 111 - 42 AB 127 - 27 17 -	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理			
建設海岸の整備,維持及び管理	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	三原市, 大崎上島町		
い自住	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備			
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧			
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理			

<sup>(</sup>注) □ については、法改正・管理者変更等が必要なもの。

## 3 土木建築局関係行政委員会等

#### (1) 行政委員会

名 称 広島県収用委員会

任 務 公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁

決等を行う。

根 拠 法 土地収用法(昭和26年法律第219号)

構成等 委員7人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

## (2) 附属機関

① 名 称 広島県公共事業評価監視委員会

任 務 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。

根 拠 法 広島県附属機関設置条例(平成26年広島県条例第3号)

構成等 公共事業の事業評価に関し識見を有する者6人以内で構成

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

② 名 称 広島県建設工事紛争審査会

任 務 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん,調停及び仲裁を 行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。

根 拠 法 建設業法(昭和24年法律第100号)

構成等 人格高潔,識見の高い者(委員15人以内及び特別委員)で構成

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

③ 名 称 広島県漁業補償調停委員会

任 務 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進 と漁業従事者の生活再建に寄与する。

根 拠 法 広島県漁業補償調停委員会設置条例(平成2年広島県条例第33号)

構成等 学識経験を有する者7人以内で構成

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

④ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会

任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議する ことにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。

根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例(平成15年広島県条例第4号)

構成等 学識経験を有する者5人以内で構成

所 管 課 土木建築局 建設産業課

⑤ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会

任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。

根 拠 法 土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号)

構 成 等 学識経験を有する者7人以内で構成

所 管 課 十木建築局 用地課

⑥ 名 称 広島県水防協議会

任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し,及び関係機 関に対する意見陳述を行う。

根 拠 法 水防法 (昭和24年法律第193号)

構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成

所 管 課 十木建築局 道路河川管理課

(7) 名 称 広島県海域利用審査会

任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。

根 拠 法 広島の海の管理に関する条例(平成3年広島県条例第7号)

構 成 等 学識経験を有する者 10 人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾振興課

⑧ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会

任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。

根 拠 法 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)

構成等 学識経験のある者,港湾関係者,県議会及び関係市町議会の議員,国の関係行政 機関の職員,県及び関係市町の職員計30人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

⑨ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会

任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。

根 拠 法 港湾法(昭和25年法律第218号)

構 成 等 学識経験のある者,港湾関係者,県議会及び関係市町議会の議員,国の関係行政 機関の職員,県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

⑩ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会

任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。

根 拠 法 港湾法 (昭和25年法律第218号)

構成等 学識経験のある者,港湾関係者,県議会及び関係市町議会の議員,国の関係行政 機関の職員,県及び関係市町の職員計20人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

⑪ 名 称 広島県都市計画審議会

任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審 議し、また関係行政機関に建議する。

根 拠 法 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)

構 成 等 学識経験者,関係行政機関の職員,市町長の代表者,県議会議員,市町議会の議 長の代表者をもって30人以内で構成

所 管 課 十木建築局 都市計画課

迎 名 称 広島県屋外広告物審議会

任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。

根 拠 法 広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号)

構 成 等 県関係吏員,県商工会議所連合会関係者,県観光連盟関係者,屋外広告物の広告 業者,学識経験者をもって13人以内で構成

所 管 課 十木建築局 都市計画課

⑬ 名 称 広島県開発審査会

任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対す る裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について 審議する。

根 拠 法 都市計画法 (昭和43年法律第100号)

構成等 法律,経済,都市計画,建築,公衆衛生又は行政に関し,すぐれた経験と知識を 有する者7人で構成

所 管 課 土木建築局 都市計画課

⑭ 名 称 広島県建築審査会

任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決,並びに特 定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。

根 拠 法 建築基準法 (昭和25年法律第201号)

構成等 法律,経済,建築,都市計画,公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの7人 で構成

所 管 課 土木建築局 建築課

(15) 名 称 広島県建築士審査会

任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどると ともに建築士の業務の停止その他知事が行う処分について、同意を行う等同法に よりその権限に属させられた事項を処理する。

根 拠 法 建築士法(昭和25年法律第202号)

構成等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成

所 管 課 土木建築局 建築課

(16) 名 称 広島県県営住宅管理等審議会

任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備 及び管理に関する重要事項を調査審議する。

根 拠 法 広島県県営住宅設置,整備及び管理条例(平成9年広島県条例第13号)

構 成 等 県市町関係吏員,学識経験者,公益代表者若干名で構成

所 管 課 土木建築局 住宅課

⑪ 名 称 広島県建築設計者選定委員会

任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案 の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。

根 拠 法 広島県附属機関設置条例(平成26年広島県条例第3号)

構成等 広島県職員,関係行政機関の職員,学識経験する者をもって30人以内で構成

所 管 課 土木建築局 営繕課

# (3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人(平成29年6月15日現在)

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30, 000千円	うち県出資額	30, 000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

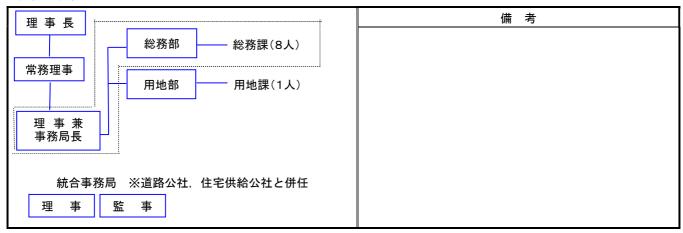
設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与す
放立日的	<b>వ</b> ం
	1 公有地取得事業
業務概要	2 土地造成事業
	3 附带等事業

## 役・職員の状況

					ш. т.
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	3人	0人	3人	0人	
非常勤役員数	9人	4人	0人	5人	
常勤職員数	10人	2人	1人	7人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	伊達 英一		常勤
常務理事	山田 耕造		常勤
理 事 兼 事務局長	上村 守		常勤
理事	奥原 信也		
理事	佐々木 弘司		
理事	冨永 健三		

役	職	氏	名	県職員である者	備考
理	事	谷村	武士		
理	事	三上	幸三	土木建築局長	
理	事	佐伯	安史	商工労働局長	
理	事	坂井	浩明	企業局長	
監	事	齊藤	哲也	会計管理者	
監	事	水谷	泰之		



;	法人の名称		3称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
j	所	在	地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和56年3月30日

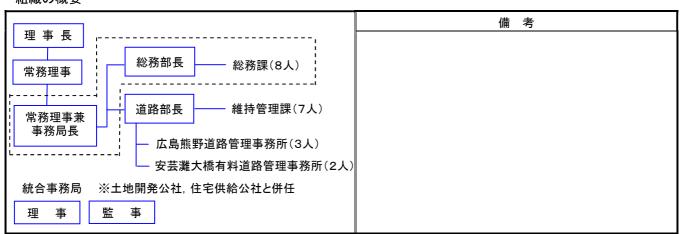
基本財産等の額	6, 325, 000千円	うち県出資額	6, 325, 000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	有料道路の新設,維持修繕その他の管理を総合的,効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交
敌立日的	通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設、改築、維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	4人	0人	4人	0人	
非常勤役員数	4人	2人	0人	2人	
常勤職員数	22人	8人	7人	7人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊達英一		常勤
常務理事	山田 耕造		常勤
常務理事	和田 行司		常勤
常務理事兼 事務局長	上 村 守		常勤
理 事	三上 幸三	土木建築局長	

役 職	氏	名	県職員である者	備考
理 事	谷山り	勝彦		
監 事	齋 藤	哲 也	会計管理者	
監事	水谷	泰之		



法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市東区温品一丁目8番23号	設立登記	平成9年6月3日

基本財産等の額	80, 429, 600千円	うち県出資額	40, 214, 800千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(40, 214, 800千F	円, 50%)			

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業務概要	1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

					備考	
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	3人	1人	1人	1人		
非常勤役員数	2人	1人	0人	1人		
常勤職員数	64人	17人	1人	46人		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	石岡 輝久		常勤
副理事長	向井 隆一		常勤
理事	和田 昌也	土木建築局付(部長)	常勤

役	職	氏 名	県職員である者	備考
監	事	齋藤 哲也	会計管理者	
監	事	佐々木 政弘		



法人の名称	公益財団法人 広島県下水道公社	所 管 課	土木建築局下水道公園課
所 在 地	広島市南区向洋沖町1番1号	設立登記	昭和56年8月1日

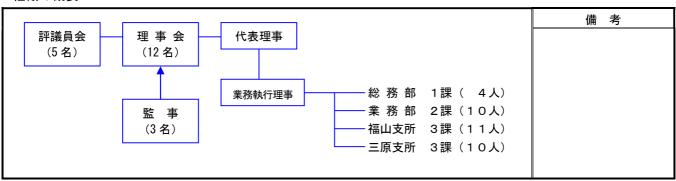
基本財産等の額	79,000千円 うち県出資額 39,500千円 県出資比率 50%
	広島市 (20,375 千円, 25.8%), 三原市 (1,397 千円, 1.8%), 福山市 (12,635 千円, 16.0%),
県以外の出資者	府中市(1,865 千円,2.4%),東広島市(103 千円,0.1%),府中町(1,416 千円,1.8%),
	海田町(917 千円,1.2%), 熊野町(366 千円,0.5%), 坂町(426 千円,0.5%)

設立目的	県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下 水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うことを目的と					
	する。					
	1 下水道に係る水質管理に関すること					
	2 下水道技術者の育成に関すること					
業務概要	3 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究に関すること					
	4 下水道知識の普及及び啓発に関すること					
	5 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理に関すること					

					, <u>.</u>
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	2人	0人	2人	0人	理事:出資市町の副市長、町長、下水道部局長
非常勤役員数	13人	1人	0人	12人	監事:広島市,三原市,福山市の会計管理者
常勤職員数	35人	10人	8人	17人	常勤職員中その他: 17人のうち3人は出資市からの派遣

役	職	氏	名	県職員である者	備考
代表	理事	木 原	健		常勤
業務執	行理事	國廣	雅文		常勤
理	事	吉田	隆 行		
理	事	佐 藤	信治		
理	事	西田	祐 三		
理	事	若 井	紳 壯		
理	事	中間	真二		
理	事	ト部	光 央		

役	職	氏 名	1	県職員である者	備考
理	事	長谷川	男	土木建築局 下水道公園課長	
理	事	沖 田	浩		
理	事	下田 輝	治		
理	事	益 田 聡	之		
監	事	佐々木 政	弘		
監	事	平 賀	貢		
監	事	懸 田 幸	_		



法人の名称 広島県住宅供給公社		所 管 課	土木建築局住宅課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和41年3月31日

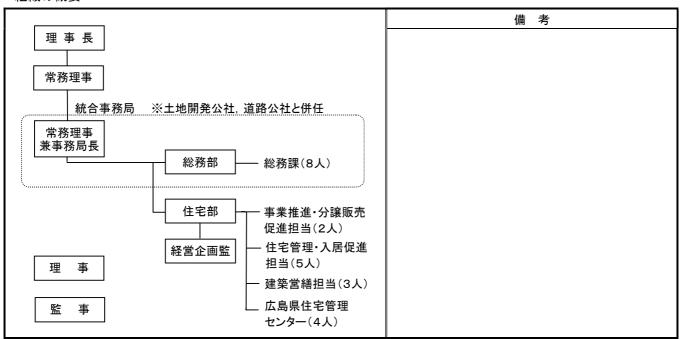
基本財産等の額	10, 000千円	うち県出資額	8, 300千円	県出資比率	83%
県以外の出資者	広島市(700千円), 呉市(5	00千円),福山市(	250千円), 三原市(150-	千円), 尾道市(10	0千円)

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
	1 住宅の建設,賃貸,管理及び譲渡
業務概要	2 宅地の賃貸, 管理及び譲渡
	3 独立行政法人都市再生機構賃貸住宅及び民間賃貸住宅の管理

区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	3人	0人	3人	0人	
非常勤役員数	7人	3人	0人	4人	
常勤職員数	29人	3人	5人	2 1人	

役職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	伊達英一		常勤
常務理事	山田 耕造		常勤
常務理事 兼事務局長	上村 守		常勤
理事	中原 好治		
理事	三上 幸三	土木建築局長	

役	職	氏	名	県職員である者	備考
理	事	友 道	康 仁	都市建築技術審 議官	
理	事	古川	智 之		
理	事	秋 山	淳 良		
監	事	齋 藤	哲也	会計管理者	
監	事	佐々木	政弘		



法人の名称 広島空港ビルディング 株式会社		所 管 課	土木建築局空港振興課
所 在 地	広島県三原市本郷町善入寺64番31号	設立登記	昭和36年4月17日

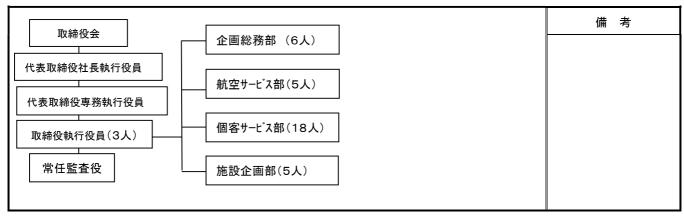
基本財産等の額	3, 501, 000千円	うち県出資額	1, 372, 400千円	県出資比率	39. 2%		
	全日本空輸株式会社(376,800 千円, 10.8%), 中国電力株式会社(126,000 千円, 3.6%)						
県以外の出資者 日本航空株式会社(371,800 千円, 10.6%), 株式会社広島銀行(126,000 千円, 3.6%)							
マツダ株式会社(116,000 千円, 3.3%) など59団体							

設立目的	空港ターミナルビルの経営,航空事業者及び旅客等を対象とした事業の実施							
業務概要	<ul> <li>1 広島空港ターミナルビル等の管理・運営 不動産等貸付事業、委託販売等事業、直営販売事業、広告事業等</li> <li>2 ホテル事業</li> <li>3 広島ヘリポートビルの管理</li> </ul>							

	4========				
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	6人	0人	1人	5人	
非常勤役員数	5人	0人	0人	5人	
常勤職員数	3 4 人	0人	0人	3 4人	

役職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長執行役員	山本健一		常勤
代表取締役 専務執行役員	開本出		常勤
取 締 役 執 行 役 員	大藤伸二		常勤
取 締 役 執 行 役 員	窪田雅夫		常勤
取 締 役 執 行 役 員	水 野 仁		常勤
取 締 役	佐々木 茂喜		

	県職員である者	備考
戸崎肇		
内海康仁		
小山幹夫		常勤
細川匡		
小野隆平		
	内海康仁 小山幹夫 細川 匡	内 海 康 仁 小 山 幹 夫 細 川 匡



法人の名称	株式会社 ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設立登記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1, 000, 000千円	うち県出資額	510, 000千円	県出資比率	51. 0%	
	広島市(90,000 千円, 9.0%), ヤマハ発動機株式会社(52,000 千円, 5.2%)					
県以外の出資者	株式会社広島銀行(30,000	千円, 3.0%), マツタ	ダ株式会社(30,000 千円, 3.	.0%)		
	株式会社もみじ銀行(23,000 千円, 2.3%), 株式会社中国新聞社(20,000 千円, 2.0%) など 15 団体					

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。					
	1 港湾施設、漁港施設、公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営					
業務概要	2 港湾施設,漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備,保有,賃貸,維持管理及び運営					
未 伤 似 <del>女</del>	3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営					
	4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務					

	2				
区分		県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	6人	0人	3人	3人	
非常勤役員数	8人	1人	0人	7人	
常勤職員数	3 4 人	3人	4人	27人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役 社 長	松本幸之		常勤
常務取締役	鎌田泳一		常勤
常務取締役	山田 茂		常勤
常務取締役	辻 中 隆 彦		常勤
取 締 役	宮津智文	土木建築局   空港港湾部長	
取 締 役	中村光貴		
取 締 役	熊 野 達 朗		
取 締 役	吉 原 誠		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取締役	仁田一郎		
取 締 役	末廣義郎		常勤
常勤監査役	頼 實 蔦 之		常勤
監 査 役	川﨑賢治		
監 査 役	古本康雄		
監 査 役	曽 川 祐 治		

